

## 令和6年度事業計画書 (令和6年7月1日～令和7年6月30日)

令和6年度は、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業（以下「資金決済業」という。）を取り巻く環境変化等も踏まえ、会員が行う資金決済業の適切な実施を確保し、資金決済業の健全な発展と利用者の利益の保護を図るとともに、会員のニーズに応えるため、認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）として一層の態勢整備・充実を図り、次の業務を着実に推進する。

### I 取引の適正化と利用者等保護への取組み

#### 1. 登録申請、変更届出及び基準日報告等の行政への申請・届出並びに社内規則等に係る会員からの照会・相談等への対応

会員の登録の申請、発行の届出、変更届出書、基準日報告等に係る相談・指導を行うとともに、会員が態勢整備に必要な社内規則や利用規約等の策定・見直しを行うに当たり、必要な助言・指導を行う。

#### 2. 資金決済法関係法令集の改訂

協会は、資金決済法、政令、内閣府令、金融庁告示（名称のみ）、事務ガイドライン（件名、項目のみ）等で構成する「法令等に関する四段表」のほか、別紙様式・告示、金融庁事務ガイドライン、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン・FAQ、個人情報保護法の法令・ガイドライン・Q&A及び金融分野ガイドライン・実務指針・Q&Aに加え、資金決済法の政府令・事務ガイドラインの改正案及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの改正案に関するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等を取りまとめた「資金決済関係法令集」（電子版）を作成（法令等の改正に伴い随時見直し）し、会員専用ページに掲載している。

資金決済法関係法令集（電子版）について、資金決済法、政府令、告示及び事務ガイドライン、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン及び個人情報保護法等の改正を踏まえ、必要な見直しを行う。

#### 3. 資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等のとりまとめ・公表

資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の高度化とともに、不正が発生した場合の補償方針を策定・公表し、不正が発生した場合には、真摯な相談対応、補償方針に沿った補償を実施しているところである。

資金移動業者においてこうした不正防止に向けた積極的な取組みが行われていることも踏まえ、協会において利用者が資金移動サービスを安心してご利用いただくための利用者向けの広報活動の一環として、会員から報告があった不正取引の発生状況・補償状況等を半期ベースでとりまとめて、所要の手続を経て、協会ホームページで対外公表を行う。

#### 4. 消費者トラブルの未然防止のための注意喚起・啓発活動

インターネットで利用できるサーバ型前払式支払手段を購入させて当該前払式支払手段の価値を詐取する詐欺被害等が依然として継続していることを踏まえ、会員と情報共有を行いつつ、金融庁、警察庁、国民生活センターなど関係省庁等からの情報収集に努めるとともに、これらの関係者と連携し、引き続き詐欺被害防止のための消費者向け広報・啓発を推進する。

(注) 令和5年の特殊詐欺の認知・検知状況(確定値)のうち電子マネー型は認知件数3,370件(前年比+138.0%)、被害額21.5億円(前年比+116.1%)(6年5月24日付け警察庁公表資料)

## II 資金決済業者の経営基盤強化への取組み

### 1. 資金決済業者と金融庁との意見交換会の開催

会員と金融庁との意見交換会は、前払式支払手段の発行の業務関係、資金移動業関係について、必要に応じ、オンライン会議システムも活用し、意見交換を行う。

### 2. 資金決済業に関する法令・ガイドラインの改正等に関する協議、意見提出等

資金決済業に関する法令・ガイドライン等の改正に際し、会員の意見等を踏まえ、金融庁等関係省庁と協議・調整等を行い、必要に応じ意見提出等を行う。

(注) 6年度において、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)において、「犯収法等に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止すること」等とされたことを受け、警察庁を中心に本人確認方法に係る各規定の見直しが検討されているほか、金融庁において、資金決済業者を含む金融セクター全体のサイバーセキュリティの強化を促進していくため、金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン案(基本的な対応事項等を規定)が制定される見込みである。

### 3. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応

マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインにおいて対応が求められる事項の全項目について資金移動業者等は令和6年3月末までに態勢整備を完了させ、6年4月末を期限として対応結果の報告が求められており、金融庁において、その結果報告を踏まえヒアリング等を行われているものと考えられる。協会において、金融庁とも連携し、必要に応じその状況等について確認を行う。

また、令和10年8月にFATF第5次対日相互審査のオンサイト審査を行われる予定であり、第5次審査においては、有効性検証に力点が置かれることに加え、リスクベース・アプローチが徹底され、よりリスクが高い分野に着目した検証が行われる予定である。金融庁において、今後、基礎的な態勢整備結果の検証に加え、整備した態勢の実効性の向上を求めていくものと考えられることから、金融庁等関係者と連携し、態勢整備の実効性をより向上させるための情報提供や会員の取組みへの支援を行う。さらに、令和6年2月、FATFにおいて、FATF勧告16について「クロスボーダー送金の送付人・受取人情報の内容及び質の改善」等を求める改訂案が市中協議に付され、協会において会員の意見を取りまとめてFATFに提出したところであ

り、金融庁とも連携し、検討状況等をフォローする。

#### 4. 金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン及び金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習への対応

(1) 金融庁において、資金決済業者を含む金融機関等のサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促進していくため、金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が策定され、6年6月末までにパブリックコメントに付される見込みである。ガイドラインにおいては、基本的な対応事項として、経営陣の主体的な関与による管理態勢の構築、リスクの特定、攻撃の防御・検知、インシデント対応及び復旧、サードパーティリスク管理の整備・強化が求められる予定である。資金決済業者はその規模・特性を踏まえ、ガイドライン等が求めるサイバーセキュリティ管理態勢の構築・強化を行っていく必要があることから、金融庁等関係者と連携し、サイバーセキュリティ対策に関する情報の提供やセミナーの開催などにより会員の態勢整備への取組みを支援する。

(2) 平成27年7月、金融庁において「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、その取組みの一環として、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成27年度から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施しており、令和元年度以降、会員（前払式支払手段発行者及び資金移動業者）も当該演習に参加（5年度は会員11社が参加）してきたところである。6年4月、引き続き金融庁から会員に対し「令和6年度金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」への参加要請が行われたことを踏まえ、会員に対し参加に向けた働きかけを行うとともに演習結果の課題等に関する情報提供を行う。

#### 5. 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から提供されるソフトウェアの脆弱性情報等の会員への情報提供、NISCが主催する分野横断的演習への対応

4年6月、サイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が改定され、金融分野において銀行、保険、証券に加えて、主要な前払式支払手段（第三者型）発行者及び主要な資金移動業者（以下「主要な資金決済業者」という。）がサイバーセキュリティ基本法上の重要インフラ事業者を追加された。これに伴い、協会が資金決済セプター（セプターの分野は全部で20）の事務局の役割を担うことになり、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局であるNISCから提供されるソフトウェアの脆弱性情報及びサイバー攻撃の動向等に関する資金決済業者への情報提供のほか、NISCが主催する分野横断的演習に関与することとなったことから、NISC・金融庁とも連携し、会員である主要な資金決済業者に対し分野横断的演習の案内や情報連携・共有等を行う。

#### 6. 全銀ネット等と連携し、全銀システムへの参加等に関する資金移動業者との情報連携・情報提供

4年10月7日、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）

において、業務方法書が改正され、全銀システムへの参加資格が資金移動業者に拡大された。また、4年10月に多頻度小口決済システム「ことら」による個人間送金サービスがスタートした。さらに5年3月に次期全銀システムの基本方針が決定され、APIゲートウェイの構築についてもサービス提供開始予定時期が示されたが、5年10月の全銀システムの障害発生を受け、開発プロジェクトの一時中断や次期全銀システムの開発プロジェクト計画書の策定が見送られたところである。全銀ネットにおいて、システム障害の復旧対応やシステム改修、改善・再発防止策を策定・実施するとともに、6年4月に「資金決済システム高度化検討ワーキンググループ」(WG)を設置し、APIゲートウェイのサービス提供開始時期を当初予定の令和7年7月から11月に変更することや中断していた次期全銀システム開発スケジュール・プロジェクト計画案を6年10月に取りまとめる予定であること等が示されたところである。協会においては、全銀ネット事務局と連携し、WGに参加し、資金移動業者の全銀システム参加の検討に資するよう、APIゲートウェイ開発プロジェクトの状況等や次期全銀システムの検討状況等に係る情報の提供を行うとともに、WGのメンバー・オブザーバーである会員と連携し、必要に応じ要望等を行う。

#### 7. 中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会への対応

日本銀行においては、3年4月からCBDCに関する基本的なアイデアが技術的に実現可能かどうかを確認するプロセスである概念実証が5年3月に完了し、5年4月からパイロット実験を実施することとし、実験用システムを構築し、エンドツーエンドでの処理の確認や外部システムとの接続に向けた課題・対応策の検討を行っている。また、CBDCの制度設計を適切に進める観点から「CBDCフォーラム」を設置し、資金決済業者を含むリテール決済に関わる民間事業者が参加する複数のワーキンググループ(WG)を設置し、CBDCシステムと外部インフラ・システム等との接続、追加サービスとCBDCエコシステム、KYCとユーザー認証等のテーマに関する検討・議論が行われている。協会としては、連絡協議会を通じてパイロット実験やWGの検討状況等について情報収集し、会員に情報提供するとともに、会員と情報連携を図り、会員の意見等を踏まえ、必要に応じ、要望等を行う。

(注)日本銀行は、令和2年10月に「中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する取り組み方針」を公表したあと、概念実証の円滑な実施に資するよう、その内容や進捗状況等について民間事業者や政府との情報共有を図るとともに、今後の進め方について協議していくため、3年3月に「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」(全銀協等の金融団体、協会、FISC、その他決済事業者団体、金融庁、財務省、日銀がメンバー)を設置し、3年4月以降、連絡協議会が7回開催されている。

#### 8. キャッシュレス推進協議会における活動状況等に関する情報提供

協会は、キャッシュレス推進協議会におけるキャッシュレス推進への取組み等に関する情報収集等を行い、会員への情報提供を行うため、団体会員として入会し、会員に対し、同協議会の活動状況等に関する情報提供を行っているところである。6年度も引き続き同協議会の活動状況等について情報提供を行う。

9. 関係省庁からの要請・注意喚起等のため提供された情報の管理及び会員への情報提供・周知  
金融庁その他関係省庁等から会員に対する要請、注意喚起、情報提供等のために協会に提供された情報を管理するとともに会員に対し情報提供・周知を行う。

### III 会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況について、引き続き効率的かつ効果的な会員調査の実施に努めることとする。また、会員調査の際に、資金決済制度や資金決済法の法令及び事務ガイドラインなどに係る行政への要望、併せて協会への要望等について意見交換を行うなど会員との対話の更なる充実を図る。

### IV 資金決済業に関する相談、苦情及び紛争への対応

#### 1. 資金決済業に関する照会・相談、苦情等に係る対応

会員や事業者等からの資金決済業に関する照会・相談、会員が行う資金決済業に関する利用者等からの相談・苦情等について適切に対応し処理する。

#### 2. 相談、苦情及び金融ADR事案の集約整理、会員への還元

協会に寄せられた相談・苦情等について、相談・苦情分析システムを活用して集約した事例を内容別に分類・整理し、その傾向・特徴などをまとめて会員に還元する。また、金融ADRについて、金融ADR機関である東京三弁護士会や会員とも連携し、金融ADR事案の概要等について会員に対し情報提供を行う。

### V 前払式支払手段の情報提供事項及び利用者保護に関する情報の会員に代わる周知

資金決済法第13条第2項の規定に基づく前払式支払手段に係る苦情相談窓口等に係る情報提供事項、前払式支払手段に関する内閣府令第23条の2第3項の規定に基づく利用者資金の保全に関する事項及び第三者による不正利用が行われた場合における補償方針等の利用者保護措置に係る情報について、発行者に代わり協会のホームページにおいて利用者に対し周知する。

### VI 資金決済業に関する調査・研究

#### 1. 第26回前払式支払手段発行业態調査

令和6年3月31日現在の全国の前払式支払手段発行者（2,060者）を対象に調査を実施する。なお、調査結果は第26回発行业態調査統計としてとりまとめて協会ホームページに掲載し公表する。

#### 2. 第7回送金サービスに関する調査（5年度事業計画から継続）

2012年を初回としてこれまで6回にわたり行った国内・海外の送金サービスに対する一般消費者の認知・利用実態を調査する資金移動業者が行う送金サービスに関する調査では日本を出身地とする回答者がほぼ98%を占めており、在留外国人の送金サービスの利用の実態等が十分に反映されていない状況にあるため、これまで複数の会員から在留外国人を対象とした

送金サービスの利用実態調査に係る検討の要望が繰り返し行われてきたところである。

在留外国人が増加し、令和5年12月末現在341万人（外国人労働者数は5年10月末現在204万人）となっている中、改めて外国人労働者の母国送金を取り扱っている複数の会員から外国人労働者を対象とする送金サービスに関する利用実態の調査とともに、在留外国人による地下送金が増加しているとの問題認識から、地下送金の状況等についても調査対象としてほしいとの要望が寄せられたところである。

こうしたことを踏まえ、調査項目の策定に当たり、母国送金業務を取り扱う複数の資金移動業者から地下送金に関する事項を含め調査項目等に関する意見を募集するとともに、協会と資金移動業者との間で意見交換を行いつつ調査項目を定めるとともに、調査機関についても複数の会員から情報提供を受け選定したところである。第7回送金サービスに関する調査は、所要の手続を経て、在留外国人による送金サービスの利用実態とともに、併せて地下送金の状況等についても調査しとりまとめて、地下送金への注意喚起も兼ねて協会ホームページに掲載し公表する。

## VII 資金決済業に関する広報・啓発活動

### 1. 協会ホームページの更新について

現在の協会ホームページは、平成24年7月に消費者、事業者及び会員専用ページや前払式支払手段の情報提供事項のページを設けるなど再構築を行い、その後も内容の追加・充実を行ってきたところである。しかしながら、再構築後12年が経過しデザインが古く画面も小さいものとなっていることから、協会の情報発信ツールとしてのホームページの機能をより一層強化するため、利用者にとって、さらに見やすく、読みやすく、使いやすいものとするとともに、サイバー攻撃が増加しているとの情報があること等も踏まえ、よりセキュリティ対策を強化したホームページに更新する。

### 2. 金融庁・財務局と連携した共催説明会の実施及び協会事業活動の広報

平成24年度から、金融庁の協力の下、全国の財務局と連携し、前払式支払手段発行者向けに資金決済法の法令・事務ガイドライン等に関する説明会を開催するとともに、あわせて協会事業活動の紹介を行ってきたところである（令和元年から開催した4巡目の共催説明会は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催を予定していた北陸、北海道、東北の3局との共催説明会は延期）。5年5月8日に新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止され、経済活動の正常化が一段と進展していることも踏まえ、金融庁の協力の下、財務局との共催説明を再開することとし、6年4月に北海道財務局、6月に東北財務局との間においてオンラインとリアルを併用した共催説明会を開催したところである（北陸財務局との共催説明会は、令和6年能登半島地震により延期）。6年度においても、引き続き、金融庁の協力の下、財務局との協議・調整を行い、可能な範囲で財務局との共催説明会を開催する。

### 3. 消費生活センター等において開催される消費生活相談員や一般消費者向けセミナー等への講師派遣依頼への対応

国民生活センター、消費生活センター及び消費者団体等との間で消費者からの相談・苦情等に対する情報連携を強化するとともに、これらの団体が実施する消費生活相談員や一般消費者向けセミナー等に対しオンラインでの説明会の開催も含め講師派遣依頼に対応する。

#### 4. 消費者向けパンフレットを活用した資金決済法の普及・啓発

5年1月に一般消費者が資金決済法の利用者保護の仕組みを理解し、前払支払手段及び資金移動サービスの安全・安心な利用に資することを目的として消費者向けパンフレット「知っておきたい法律のはなし」を新たに作成し、協会ホームページに掲載したところである。消費生活センターへのセミナー等の際に消費者向けパンフレットを提供し、引き続き、資金決済法等に関する普及・啓発を行う。

#### 5. 協会パンフレット（協会のご案内）の活用した協会事業活動の広報

協会パンフレットを活用し、財務局との共催説明会等の各種機会を通じ、協会の事業活動について紹介し、協会の認知度の一層の向上を図る。

#### 6. 前払式支払手段の払戻し及び資金移動業の廃止に関する情報の利用者への提供

デジタル原則に照らした書面揭示規制の見直しに伴い、6年3月に内閣府令の改正が行われ、6年4月1日から発行者が前払式支払手段の払戻しをしようとする場合には、公告や店頭掲示等に加え、協会の協力を得て払戻しに関する情報を協会ホームページに掲載する方法により、また、資金移動業者が資金移動業を廃止しようとする場合には、公告や店頭掲示等に加え、協会の協力を得て、利用者資金の返金方法等に関する情報を協会のホームページに掲載する方法により、公衆の閲覧に供することとされたことから、協会ホームページにおいてこれらの情報を掲載することにより利用者への情報提供を行う。

#### 7. 「協会ニュース」の作成・提供

社員総会、理事会、各委員会、資金決済業者会議、セミナー、研修会の開催など協会の事業活動に関する報告、苦情・相談等の受付状況、入退会のお知らせ等のほか、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等についての解説等を中心に引き続き協会ニュースを作成し、会員専用ページに掲載し情報提供を行う。

#### 8. 「決済協速報」の配信

資金決済業に係る制度改正、政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメント実施に伴う会員への意見募集の実施及び意見等の提出、コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等に関する情報提供、資金決済業に係る審議会・研究会等の諸会議に関する情報、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供等のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への届出に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に記載し、会員に随時メール配信する。

## VIII セミナー・研修等の実施

### 1. セミナーの開催

資金決済業者に関係する制度改正、キャッシュレス決済の進展、デジタル通貨の動き、サイバーセキュリティ対策、マネロン・テロ資金供与対策等に係る新たな動向や会員のニーズや意向を踏まえつつ、必要に応じ、セミナーを開催する。

### 2. 前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

会員である前払式支払手段発行者及び資金移動業者の実務担当者を対象に、資金決済法の概要、登録・届出の諸手続及び法令・事務ガイドラインの留意点等について、必要に応じ、実務担当者向け研修会を開催する。

### 3. 実務上の課題の解決等に向けた会員による勉強会等の開催による資金決済業界全体の法令等遵守及びリスク管理態勢等の底上げ・高度化

会員各社が資金決済業に係る実務面において抱える課題等について、各社の取組み等に係る情報提供・共有や意見交換を行う勉強会を開催し、協会（専門家を含む。）とも連携し、必要に応じ、その取組みの概要等を参考情報等として会員に提供することなどにより、業界全体の法令等遵守及びリスク管理態勢等の底上げ・高度化を図る。

## IX 組織運営の円滑化

### 1. 社員総会及び理事会の開催

社員総会及び理事会について適正かつ円滑な運営を図る。なお、理事会については、必要に応じ、開催する。

### 2. 委員会等の開催

#### (1) 常設委員会の開催

総務、政策及び自主規制の常設委員会は、各々の任務をテーマに必要に応じ開催する。

#### (2) 資金決済業者会議等の開催

資金移動業者会議は、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実効性を向上させることが求められることから、実効性向上に向けた取組みを支援するため、必要に応じ、開催する。紙・磁気型発行者会議、IC型発行者会議、サーバ型発行者会議等は、各々が抱える課題等をテーマとして、必要に応じ、開催する。

### 3. 会員相互の意見交換等

会員相互間の意思疎通、意見交換、連絡及び調整を推進する。

## X 協会の組織体制の更なる充実・強化等

資金決済業に係る制度改正や決済インフラ改革が行われ、資金決済業に係る業務が拡大・複雑

化するとともに、マネロン・テロ資金供与対策やサイバーセキュリティ対策の強化等が求められる中、協会の組織体制の更なる充実・強化を図るため、即戦力になる職員等の採用活動を継続して行う。